

参考資料

国では

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。

※「再犯防止推進計画」（閣議決定：平成29年12月15日）より

兵庫県では

地方再犯防止推進計画を兼ねた地域安全まちづくり推進計画（第5期）に於いて「地域社会の力を基本とした安全安心の兵庫の実現」を基本理念とし「更生支援と再犯防止支援を推進する」が新たに盛り込まれている。

※「地域安全まちづくり推進計画（第5期）」（策定：平成31年3月）より



兵庫県花「野路菊」

センターの体制

所長、相談員4名、事務員1名、兵庫県全域を担当します。

センターへの問い合わせ

兵庫県地域生活定着支援センター ウィズ

住所 | 〒651-0093 兵庫県神戸市中央区二宮町4-7-6 NSビル4階401号

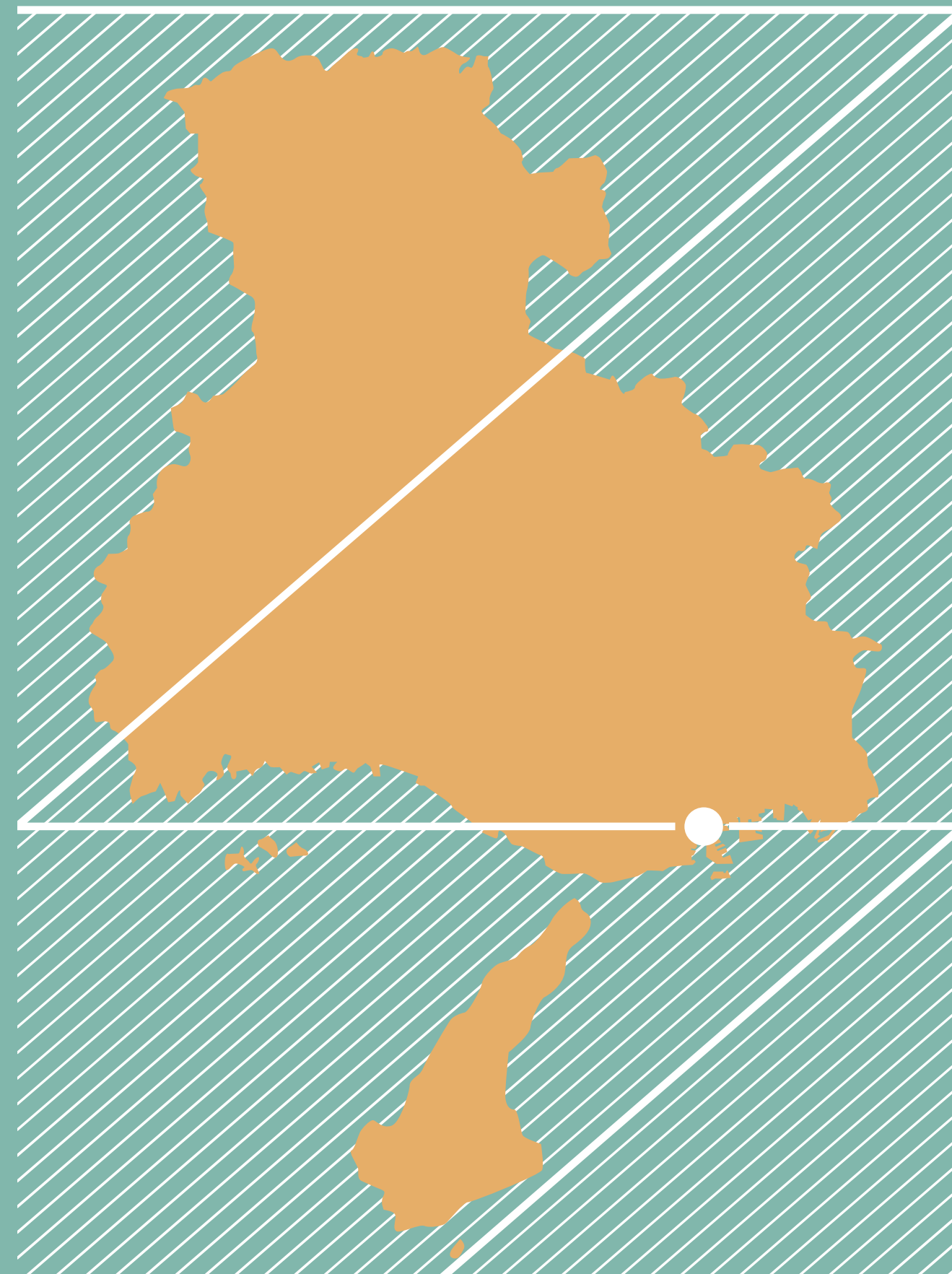
TEL | 078-241-7751

FAX | 078-241-7752

お願い

まずは、お電話をいただきますよう、よろしくお願いいたします。直接の来訪はご遠慮ください。

兵庫県地域生活定着支援センター ウィズ



社会福祉法人みつみ福祉会

地域生活定着支援センターとは？

矯正施設退所や起訴猶予処分等となった障害者や高齢者で、自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域住民の一人として安定した環境で地域生活を送ることができるように、福祉関係者と連携して必要な福祉的支援に円滑につなぐための支援事業を実施します。

定着ってなに？

司法と福祉はどう関係するの？



兵庫県マスコット「はばタン」

業務内容

地域生活定着促進事業（厚生労働省・法務省協働事業）

対象者 | 矯正施設から退所した障害者・高齢者

- 事業内容 | ①対象者と面接し、福祉ニーズを聴取
②帰住先の行政機関等と協働し、福祉サービスを調整
③帰住先の行政機関等に対する助言等

事業開始 | 平成 22 年 7 月 1 日～

実施機関 | 兵庫県地域生活定着支援センター（社会福祉法人みつみ福祉会）

障害者・高齢者地域立ち直り支援事業（法務省事業）

対象者 | 起訴猶予処分等となった障害者・高齢者

- 事業内容 | ①対象者と面接し、福祉ニーズを聴取
②帰住先の行政機関等と協働し、福祉サービスを調整
③帰住先の行政機関等に対する助言等

事業開始 | 平成 30 年 12 月 1 日～

実施機関 | 兵庫県地域生活定着支援センター（社会福祉法人みつみ福祉会）

支援の一例

地域生活定着促進事業（出口支援）

69 歳男性、無銭飲食（詐欺罪）◇◇刑務所に入所。刑務所出所後、頼れる家族がないことから、保護観察所が地域生活定着支援センターに生活環境調整依頼。地域生活定着支援センターが◇◇刑務所で A さんと面接を行い、A さんに飲酒の問題があることが判明。帰住予定地の地域包括支援センターと連携し、専門治療と高齢者の生活支援につなげた。

障害者・高齢者の地域立ち直り支援事業（入口支援）

50 歳女性 B さん、療育手帳 B2 を所持。スーパーでの万引き（窃盗罪）で逮捕、拘留。刑事事件担当弁護士（以下、弁護士）から、〇〇市役所と地域生活定着支援センターに支援協力依頼があった。弁護士の呼びかけて、〇〇市役所にて支援会議を実施。弁護士・市役所職員・相談機関職員・地域生活定着支援センター職員が、拘留所にて面会し、B さん同意のもと支援計画を立て、弁護士から裁判所に示した。B さんが地域に戻った後もチーム支援を継続。

連携のイメージ

